

令和 5 年 度

小山市サッカー場整備基本計画

令和 5 年 9 月

小山市・小山市教育委員会

小山市サッカー場整備基本計画

目次

1. 策定の目的.....	1
2. 上位計画・関連計画との関係.....	2
(1) 第8次小山市総合計画.....	2
(2) 第3次小山市スポーツ推進基本計画.....	3
(3) 小山市都市計画マスタープラン.....	4
(4) 国土利用計画小山市計画.....	4
3. 基礎データ及び条件整理.....	5
(1) 既存サッカー場の概要.....	5
(3) サッカー場の需要.....	8
4. 整備の基本的な考え方.....	10
(1) 新たなサッカー場の位置づけ.....	10
(2) 役割分担の整理.....	10
(3) 事業手法の検討.....	11
5. 整備計画概要.....	13
(1) 計画地.....	13
(2) 敷地分析.....	14
(3) 計画概要.....	16
(4) 建築施設.....	20
6. 工事費及び資金計画.....	21
7. スケジュール.....	22

1. 策定の目的

2022 年に開催されたワールドカップでは日本代表が強豪ドイツ、スペインに勝利しベスト 16 に進出し、日本中が熱狂に包まれました。J リーグ営業収益も 46 クラブが増収となり全体としてコロナ禍前の規模に戻りつつあります。サッカーに対する関心と需要は今後も回復、増加していくことが期待されます。

本市においても、いちご一会とちぎ国体第 77 回国民体育大会サッカー競技大会に栃木県代表成年男子サッカー代表として本市をホームタウンとする「FC CASA フォルトウーナ小山」トップチームから選手 3 名が選出されるなど、優れた選手を育む環境が形成されています。

本市では、平成 27 年に栃木県サッカー協会の「(仮称)とちぎフットボールセンター整備基本構想」に呼応してその候補地として立候補し、平成 30 年 2 月には本市版「(仮称)とちぎフットボールセンター基本計画」を策定し、令和元年度の供用開始を目指していました。

しかしながらその後、当初に見込んでいた助成金が大幅に減額となることが判明したことや、市立体育館の整備事業など他に進めている事業との調整を図る必要等があったことなどを踏まえ、サッカー場の整備は市立体育館建設後の令和4年度以降にあらためて進めていくこととしました。

このたび、サッカー場の整備検討を再開するにあたっては、すでに県内他市において「とちぎフットボールセンター」の名称を冠する施設が開業していることをはじめ、見込んでいた「JFA サッカー施設整備助成金」が令和4年度末で終了となっていることなど、前記計画策定時から様々な条件が変化していることを考慮する必要があります。

一方で、市内のサッカー場は 4 箇所(一般用サッカーコート 9 面)に限られ、内 1 箇所はほかの競技での使用が主となっており、需要を満たしきれていない状況は改善されていません。市サッカー協会をはじめ、市内のサッカー関係者・愛好家からはサッカーコートの充実を求める声を継続していただいています。

こうした状況を踏まえ、これから新たに整備を進めようとするサッカー場は、「とちぎフットボールセンター」として整備するとの方針を見直し、主として市民が利用できる身近なサッカー場となるよう整備計画を位置づけなおすこととしました。

本計画は、本市のサッカーを取り巻く環境やサッカー場の市民ニーズを中心に検討を行い、本市におけるサッカー競技の普及及びレベルの向上に寄与するサッカー場を整備することを目的に策定するものです。

2. 上位計画・関連計画との関係

上位・関連計画として、「スポーツ基本計画」(スポーツ庁)、「第8次小山市総合計画」、「第3次小山市スポーツ推進基本計画」、「スポーツツーリズム基本構想」、「小山市国土強靱化地域計画」、「小山市都市計画マスタープラン」、「小山市立地適正化計画」、「第3次小山市環境基本計画」、「小山市景観計画」、「国土利用計画小山市計画」、「小山市公共施設総合管理計画」、「小山市公共施設等マネジメント推進計画」、「小山市緑の基本計画」等が挙げられます。

特に関わりが深い計画は下記のとおりです。

(1) 第8次小山市総合計画

		次世代育成・教育文化	
3 未来を担う次世代の育成と 学び・文化を育むひとづくり			
5 多彩で個性ある市民文化とスポーツのまち			
3-5-3 スポーツ・レクリエーション			
1. 地域に根ざした生涯スポーツの推進			
1-1	生涯スポーツ活動の推進	「市民ひとり1スポーツ」の実現に向け、市民一人ひとりが、スポーツに対する関心を高めるため、小山市ラジオ体操会や各種スポーツ教室事業等を通じて、自ら生涯にわたって自分に適した運動やスポーツを見だし、日常生活の中で実践できる事業の展開を推進します。	
1-2	スポーツ・レクリエーション*情報のネットワーク*化と広報の充実	スポーツ立市*を広く普及させるため、広報紙・ホームページ・各事業所の掲示板などを活用した広報活動(P R活動)を推進するとともに、大会優秀者の表彰を行うなど、市民にスポーツ立市*の趣旨を啓蒙します。	
1-3	推進体制の整備	スポーツ推進委員*を活用し、市民と行政が協働*して生涯スポーツを振興するための推進体制を整備します。	
1-4	総合型地域スポーツクラブ*の創設・育成支援	地域におけるスポーツ指導者等の人材育成及び市民への普及推進を行います。	
2. 市民の自主的・主体的な活動支援			
2-1	スポーツ・レクリエーション*施設等の環境整備・充実	市民が気軽に運動やスポーツを楽しむことができるよう、市立体育館の活用、市営体育施設の改修・修繕などにより、市民が主体的にスポーツ活動を実践できる環境の整備・充実を図ります。	
2-2	スポーツ立市*関連事業	世界で活躍する本市出身のスポーツ選手を応援することで、夢や希望を育むとともに、本市を市内外に広くPRします。また、自主的・主体的に大規模大会等を実施するスポーツ団体等に対する補助事業の充実を図ります。	
2-3	プロスポーツ交流事業	栃木ゴールデンブレーブス等のプロスポーツ団体を支援するとともに、市民デーやスポーツ教室などの機会を通じてプロスポーツ選手との交流事業を行います。	

【出典:第8次小山市総合計画 まちづくりの基本目標】

(2) 第3次小山市スポーツ推進基本計画

「市内の種別スポーツクラブ一覧(20位まで抜粋)」

■ 市内の種別スポーツクラブ一覧		【2017年度】		
No	種別	クラブ数	人数	1クラブあたりの人数
1	野球	102	1458	14.3
2	テニス	81	728	9.0
3	バスケットボール	68	373	5.5
4	ソフトボール	56	987	17.6
5	ソフトバレーボール	55	346	6.3
6	バドミントン	25	410	16.4
7	サッカー	22	220	10.0
8	ダンス	21	210	10.0
9	バレーボール	20	199	10.0
10	剣道	14	140	10.0
11	ソフトテニス	14	200	14.3
12	ラージボール卓球	10	165	16.5
13	ゲートボール	8	53	6.6
14	ゴルフ	7	200	28.6
15	陸上競技	7	120	17.1
16	柔道	6	0	0.0
17	スキー	5	103	20.6
18	卓球	4	77	19.3
19	空手道	4	51	12.8
20	水泳	4	61	15.3

「基本方針」及び「推進方針」

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 3 拠点 </div>	3 スポーツ施設の充実・適切な管理運営
	スポーツ拠点の整備推進や、既存のスポーツ施設の計画的な整備・改修、再編検討及び利用促進、時代に即した適正かつ効率的な管理・運営の推進などを図ります。

3-1 スポーツ施設の整備・機能充実	3-1-1 スポーツ拠点の整備推進 3-1-2 身近なスポーツ施設の整備 3-1-3 スポーツ施設の計画的整備・改修 3-1-4 スポーツ施設のバリアフリー化の推進 3-1-5 既存のスポーツ施設の適正配置・有効活用
3-2 スポーツ施設の管理・運営手法の効率化	3-2-1 管理運営の改善 3-2-2 市民が利用しやすい管理運営の検討

【計画本文より抜粋】

3-1 スポーツ施設の整備・機能充実

小山市の拠点となるスポーツ施設の整備を推進するとともに、誰もが利用しやすい安全で快適な施設環境を確保するため、既存のスポーツ施設のバリアフリー化や、施設の立地・老朽化状況等に応じた計画的な整備・改修、機能充実、適正配置・有効活用を図ります。

3-1-3 スポーツ施設の計画的整備・改修

- 市内に不足しているサッカー場や高齢者に人気のあるニュースポーツ運動場等、市民ニーズに対応した新たな施設整備を推進します。

3-2 スポーツ施設の管理・運営手法の効率化

スポーツ施設の利用を促進し、誰もが利用しやすい環境を確保するため、利用者のニーズや利用状況、地域の特性等に応じた管理運営体制の改善や、管理運営方法の検討など、効率的かつ適正な施設の管理・運営を推進します。

(3) 小山市都市計画マスタープラン

「公園・緑地整備の方針」及び「都市防災に関する方針」

● **都市基幹公園* 等【レクリエーション機能の充実・強化】**

市全体の緑のネットワークの中心的拠点、憩いやスポーツ・レクリエーション機能を有する空間として、小山総合公園などの都市基幹公園*等の適正な維持・管理、機能の充実・強化を図ります。

○ 市民の憩いとスポーツ・レクリエーション拠点としての、小山総合公園、小山運動公園等の適正な維持・管理、機能の充実・強化

● **広場・ポケットパーク* 【オープンスペース* の確保】**

公共施設や幹線道路等の整備とあわせて、また民間開発事業等における、有効空地確保、神社仏閣用地の活用などにより、市民の身近な憩いの場を確保し、魅力ある空間を形成します。

○ 公共施設や幹線道路等整備にあわせたオープンスペース* 整備
○ 市街地における、街角広場やポケットパーク*、アルコーブ* 等オープンスペース* の確保

● **避難路・避難場所【安全な避難施設の整備】**

災害時の緊急輸送や避難経路の整備、並びに安全な拠点避難場所、緊急避難地となる公園・オープンスペース* を確保します。

○ 緊急輸送路や避難経路となる幹線道路や生活道路の整備・拡充
○ 学校や公園など拠点的避難場所の確保・整備
○ 緊急的な避難地となる身近な公園や広場、緑地、河川敷等のオープンスペース* 確保

【出典：小山市都市計画マスタープラン 部門別整備方針】

(4) 国土利用計画小山市計画

市土の利用に関する基本構想

その他公園・緑地・交通施設及びレクリエーション施設用地については、市民生活の質的向上や交流人口の増加及び栃木県の南都としての魅力の創出を図るものとして、自然環境の保全及び地域振興等に配慮しつつ必要な用地の確保に努める。

また、地域の安全確保のため警戒避難体制を強化する他、防災広場を整備し、避難所を近傍に確保する。

○ **スポーツ・レクリエーション拠点**
市立体育館、小山市開運スポーツ合宿所、(仮称)とちぎフットボールセンターを「スポーツ・レクリエーション拠点」として利用促進・機能充実を図ります。

【出典：国土利用計画小山市計画 「利用区分ごとの市土利用の基本方向」及び「土地利用構想図」】

3. 基礎データ及び条件整理

(1) 既存サッカー場の概要



No	施設名	所在地	施設内容・備考
1	小山運動公園	向野187	一般用サッカー場1面(天然芝) ※芝生の養生期間となる12~4月の5ヶ月間、使用ができない
2	思川緑地	大行寺1289	一般用サッカー場2面(天然芝) ※大雨や川の増水により被害を受けると使用できなくなるおそれあり
3	石ノ上河川広場	石ノ上1062-2	一般用サッカー場2面(クレイコート) 少年用サッカー場3面(天然芝1面・クレイコート2面) ※大雨や川の増水により被害を受けると使用できなくなるおそれあり ※クレイコートは石が混じっている状態のため、プレイに支障が生じている

1. 小山運動公園



2. 思川緑地



3. 石ノ上河川広場



(2) サッカー場の利用状況

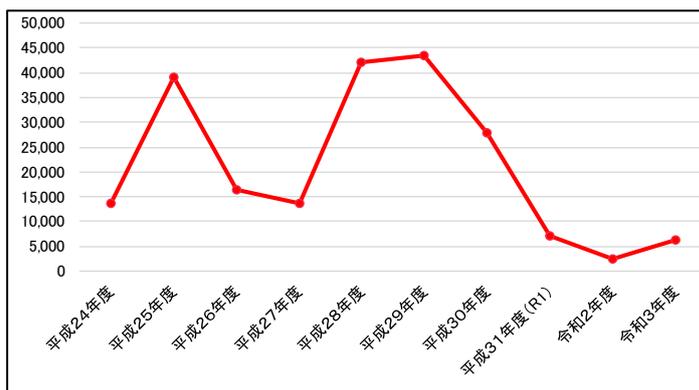
各年度市内サッカー場利用人数は、年度による増減幅が極端に大きくなっています。これは、平成26、27、31年度に思川緑地と石ノ上河川広場のサッカー場が災害とそれに伴う復旧作業により利用ができなかったことが影響しています。令和元～3年度の利用人数の落ち込みは、コロナ禍による外出や部活動の自粛の影響と考えられます。

すべてのサッカー場が通常に利用できた平成28、29年度には4万人を越す利用者数があり、これは市内のサッカー場4箇所(一般用サッカーコート9面、うち1面はほかの競技での使用が主)についてほとんど空きがないと利用者が感じる程度の状態であったと考えられます。(※)

月別では8・9月の夏季期間や小山運動公園の冬季芝養生期間は利用人数が減少しています。

※ コート1面の利用者40人/日と想定×104回(年間土日数)=4,160人
 市内コート8面×4,160人=33,280人 < 43,536人(H29)

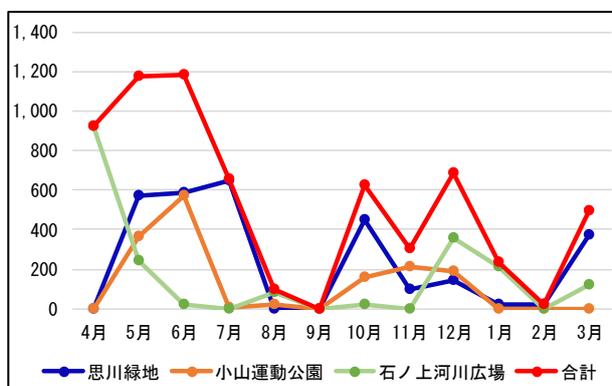
図.各年度 市内サッカー場利用人数(単位:人)



年度	サッカー場 利用者数
平成24年度	13,591
平成25年度	39,116
平成26年度	16,498
平成27年度	13,662
平成28年度	42,202
平成29年度	43,536
平成30年度	28,019
平成31年度	7,144
令和元年	2,564
令和2年度	6,418
令和3年度	6,418

【出典:「生涯スポーツに関する実態調査」栃木県教育委員会事務局スポーツ振興課】

図.令和3年度市内サッカー場利用人数(単位:人)



月	思川緑地	小山運動公園	石ノ上河川広場	合計
4月	0	0	925	925
5月	570	364	240	1174
6月	585	574	24	1183
7月	648	8	0	656
8月	0	20	80	100
9月	0	0	0	0
10月	447	160	20	627
11月	95	213	0	308
12月	143	186	359	688
1月	25	0	210	235
2月	23	0	0	23
3月	375	0	124	499
年計	2,911	1,525	1,982	6,418

【出典:小山市教育委員会所有データより】

(3) サッカー場の需要

① 需要検討

市内人口(年齢別人口統計 2022 年 3 月 1 日時点)やサッカー参加人口割合(%) (レジャー白書 2021)を用いて市内競技人口の推定値(人)を算出したところ、6,769 人となりました。

この推定競技人口の 6,769 人のうち仮に 30 代以下の競技人口 5,701 人が月に 1 回~2 回(年に 12 回~24 回)サッカー場を利用したと仮定すると、サッカー場の利用者は 68,412 人/年~136,824 人/年となります。これは、平成 29 年度の市のサッカー場延べ利用者 43,536 人を大きく上回る値です。

推計された需要は市の既存サッカーコート8面では到底まかなえませんが、市内には民間スポーツ施設、職場スポーツ施設、大学・高等専門学校体育施設や学校体育施設(小・中・義務教育学校の校庭)がありますので、これらによって不足分がカバーされていると考えられます。ただし、こうした施設はそれぞれ利用者がある程度限定される施設になりますので、誰もが利用できるサッカー場という視点からは需要不足を完全に補完しているとは言えないと捉えられます。

1. 市内人口(小山市年齢別人口統計2022年3月1日時点)

一	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代
男	8,044	9,384	11,039	13,265	11,894	10,312	9,551
女	7,409	7,808	9,596	11,648	11,188	10,244	10,491

2. サッカー参加人口割合(%) (レジャー白書2021)

一	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代
男	28.1	8.1	7.9	3.9	1.4	1.2	1.6
女	18.3	4.7	0.9	0.3	0.0	0.4	0.3

2. 市内競技人口推定値(人) (1. × 2.)

一	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代
男	2,260	760	872	517	167	124	153
女	1,356	367	86	35	0	41	31

合計 6769人
うち30代以下 5701人

② ヒアリング

令和4年7月に小山市サッカー協会に現在のサッカー場の利用実態や要望のヒアリングを行いました。

(サッカーコートについて)

- ・ とにかく需要に対してサッカーコートの数が足りない。新設するのであれば積極的な利用が期待できる。
- ・ コートの舗装については、人工芝も天然芝もそれぞれメリットデメリットがあるためどちらがよいとは一概に言えないが、サッカーコートが足りないという小山市の現状を考慮すると通年利用できる人工芝に利点があると考えます。

(駐車場・駐輪場について)

- ・ サッカー場への交通手段は個々人のマイカーを利用したものが多く、駐車台数が少ないと周辺に車両があふれてしまうおそれがある。コロナ禍の影響もあり、かつてのように集合して乗り合いで向かうことも少なくなった。
- ・ 社会人の場合、1チーム30人程度とすると、4チームで2試合行くと駐車台数は120台以上必要となる。子どものチームの場合応援が増えるので感覚的にはその倍程度必要になることもある。
- ・ 県外チームが来場する際にはマイクロバスの利用があるため、大型車両用の駐車マスもある程度あった方がよい。
- ・ バイクや自転車は荷物の運搬に不便であるため、学生を除けば利用は少ない。

(付帯施設について)

- ・ 更衣室が充実していることが望ましい。現在女性チームもあり、女子サッカーはますます盛んになる可能性もある。性別や障がい者への対応など、多様な利用者を想定した施設が必要とされている。
- ・ 近年の屋外スポーツは、熱中症予防が非常に重要になっている。クーリングブレイクを行うために、観覧席をはじめ屋根付きのスペースが各所にあるとよい。屋外でのミスト噴霧や冷房を備えた休憩・救護室なども検討していただき、可能であれば設置していただきたい。

4. 整備の基本的な考え方

(1) 新たなサッカー場の位置づけ

検討の結果、既存の市のサッカーコートは質の面でも量の面でも十分とは言えない現状がありますが、一方で上位計画である「公共施設等マネジメント推進計画」では「原則として新規の公共建築物は建設しない。」という方針が示されていることも踏まえる必要があります。

これから進めていく市のサッカー場整備は、既存の市のサッカー場が他競技での使用や長期の養生期間により施設として存在しながらも市民のサッカー需要に十分に応えられていないこと、また大半が河川敷に整備されており、近年、台風などの大雨災害により使用不可になる期間が長期にわたるなど、たびたび市民の利用に支障を来していることから、まずは年間を通して安心して利用できる施設へと現状を改善することを第一の目標とします。

その上で、将来的なサッカー競技の普及や盛り上がりによる競技人口の変化や、少子化や人口減少等の要因による環境の変化に合わせ、次なる施設整備の必要性を検討するものとします。

(2) 役割分担の整理

【小山運動公園】

中心市街地からは離れるが、付帯施設が充実し、幹線道路に近く、駐車台数も多い、アクセス性の良いサッカー場

⇒遠方からの利用者を含めた本市の中心的なスポーツ空間

【思川緑地】

駐車場がコートの数に対して十分確保され、小山駅や白鷗大学からも近距離にあり中心市街地に近くアクセス性の良いサッカー場

⇒地域若年層を中心としたスポーツ空間

※ 大雨や川の増水により被害を受けると長期間使用できなくなるおそれあり

【石ノ上河川広場】

小山総合公園に隣接し駐車場も十分確保され、1日に複数団体の利用が可能なサッカー場

⇒小山総合公園と連携し老若男女が利用できるスポーツ空間

※ 大雨や川の増水により被害を受けると長期間使用できなくなるおそれあり

【新たに整備するサッカー場】

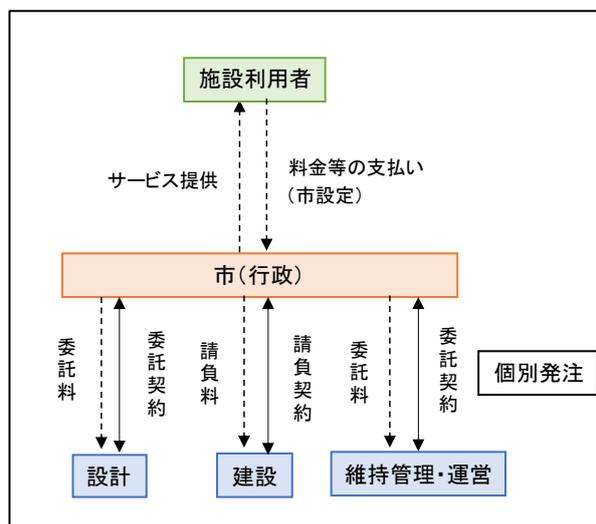
地域サッカー活動の拠点として、通年利用可能なサッカー専用コートをはじめ利用者専用の駐車場や管理施設を備え、本市サッカー競技の普及及びレベルの向上に寄与するサッカー場

(3) 事業手法の検討

整備後の維持管理・運営を含めた施設の整備手法について検討を行いました。

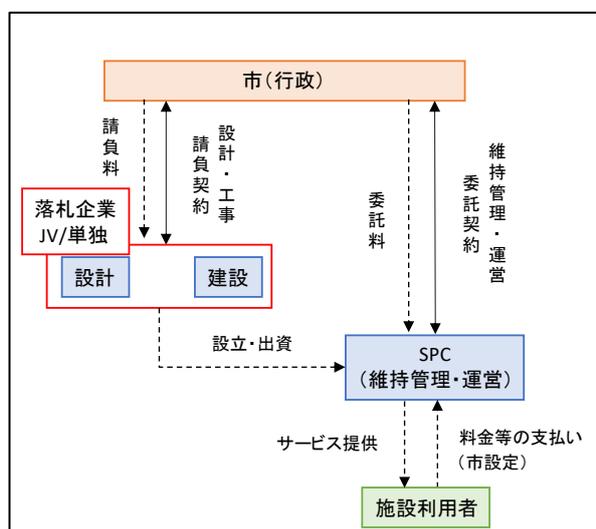
【従来方式】(指定管理者制度を含む)

- : 公共側の経験や事例を活かしやすい。
- : 包括的な管理により円滑な運営が可能。
- △: 事業ごとの個別発注になるため、業種を超えたノウハウは発揮しづらい。
- ×: 設計・建設段階で一時的に多額の資金が必要となる。



【DBO 方式】

- : 一括発注になるため、各業種のノウハウが発揮され、コスト削減やサービス向上につながる可能性がある。
- ×: 設計・建設段階で一時的に多額の資金が必要となる。

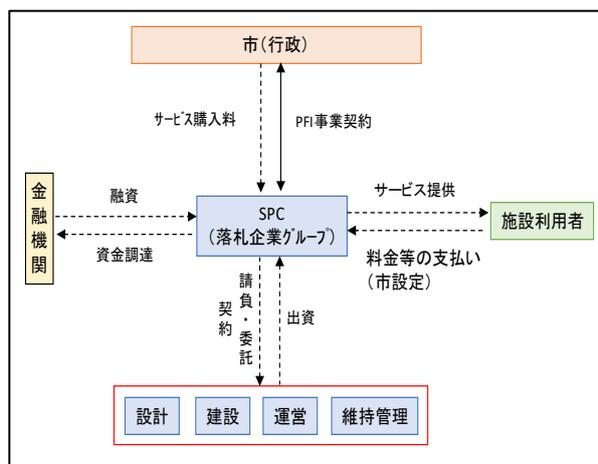


【PFI 方式】

○：一括発注になるため、各業種のノウハウが発揮され、コスト削減やサービス向上につながる可能性がある。

×：施設の形態からして収益性のある付帯施設の建築等による採算性の確保が難しい。

×：既往調査における民間事業者へのアンケートでは収益性に関して懸念があるとの回答があった。



効率的かつ効果的なスポーツ施設の整備を進めるには、民間の資金や経営能力、技術的能力を活用していくことが重要であり、公共施設を「公共による管理」から「民間による経営」へと転換することにより、サービスの向上や新しい価値の創出が期待できます。

一方で、サッカーコートは平日の稼働率向上に限界があることや芝生の管理による稼働日数の制限等があることにより、使用料やチケット等興行収入によって収支をプラスにすることは困難と一般的に言われています。

本事業については、本市版「PPP/PFI 手法導入優先的検討規程」(策定中)に基づき、DBO方式またはPFI方式(コンセッション方式を含む)の採用を想定し、この後民間活力導入可能性調査を実施して民間事業者へのヒアリングやサウンディング調査を行い、事業方式の精査及び決定を行うものとします。

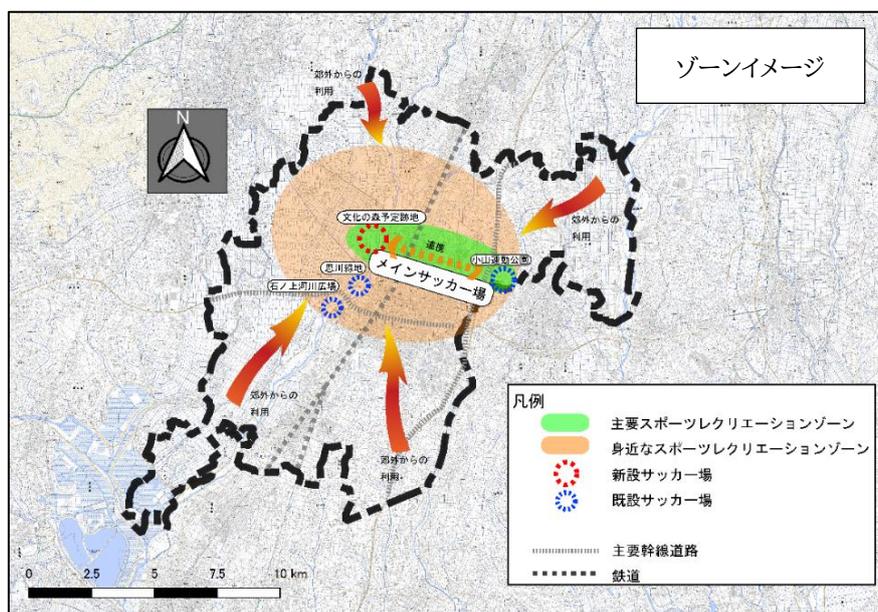
民間事業者の進出が期待できない場合や VFM 算定の結果民間活力導入の効果が低いと判断される場合は、従来方式(包括管理や指定管理者制度を含む)により整備を進めていくこととします。

5. 整備計画概要

(1) 計画地

新たなサッカー場の整備予定地は、既往「(仮称)とちぎフットボールセンター基本計画」時に検討を行った小山市大字渋井地内とします。既往計画時に敷地条件等の調査検討が行われており、市民のためのサッカー場として捉えた際にも、駅からの距離も近くアクセス性のよい立地でありながら、用地取得が容易(小山市土地開発公社が所有)、十分な駐車台数の確保が可能、近隣に大型商業施設があり利便性も確保できること等利点を活かせることが理由です。

計画地において、既存サッカー場と連携した本市サッカー拠点の形成を目指します。



小山市大字渋井 479-1、655、692-5 ほか 敷地面積:34,271 m²

用途地域:無指定(市街化調整区域) 現況:駐車場、残土置き場、既存調整池

(2) 敷地分析

計画における法令規制及びその対応について、以下のとおり整理します。

① 都市公園法、小山市都市公園条例

対象		条件
建蔽率	運動施設	敷地の 10% ($34,271 \times 0.1 = 3,427.10 \text{ m}^2$)
	運動施設以外	敷地の 2% ($34,271 \times 0.02 = 685.42 \text{ m}^2$)
運動施設の敷地の割合		敷地の 50% ($34,271 \times 0.5 = 17,135.50 \text{ m}^2$)

② 建築基準法

対象	条件
建蔽率	敷地の 60% ($34,271 \times 0.6 = 20,562.6 \text{ m}^2$)
容積率	敷地の 200% ($34,271 \times 2.0 = 68,542.0 \text{ m}^2$)
建築物の高さ制限	道路斜線、隣地斜線、日影規制

③ 都市計画法

市街化調整区域の公園に該当しますので、0.3ha 以上の宅地開発等にあたり事前協議を必要とします。その他、消防水利、地盤、擁壁、給排水について検討を要します。

既存調整池を利用した雨水排水となるため、関係機関との調整を要します。

④ 消防法

消防水利を確保するために、西側道路にある公設消火栓から半径 140m 圏内に管理棟を配置します。

⑤ 駐車場法

駐車料金の徴収は行わない計画とします。駐車マス寸法や車路、入口の幅員等は、利用者が円滑かつ安全に走行することができるようにします。

⑥ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)

バリアフリー新法、関連した公共交通移動円滑化基準に従い、歩道や勾配、高低差の設定を行うことで、ユニバーサルデザインの考え方に配慮した施設とします。

⑦ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)

管理棟の運営にあたり、太陽光発電システムの導入を検討するなど、省エネルギーに努めるもの
とします。

⑧ 小山市地区計画条例、小山市地区まちづくり条例等

計画地は、地区計画条例、地区まちづくり計画または整備計画が策定された区域には該当しま
せん。

⑨ 小山市みどりのまちづくり条例等

人工芝部分を除く緑地の面積を敷地面積の10%以上となる3,427.1㎡以上確保するものと
します。

(3) 計画概要

① コートの寸法、配置

敷地の有効活用を図るため、少年用サッカーコート2面を兼ねた一般用サッカーコート1面と、多目的広場を兼ねた少年用サッカーコートを1面配置します。

一般用サッカーコート:105m×68m 1面(少年用サッカーコート2面)

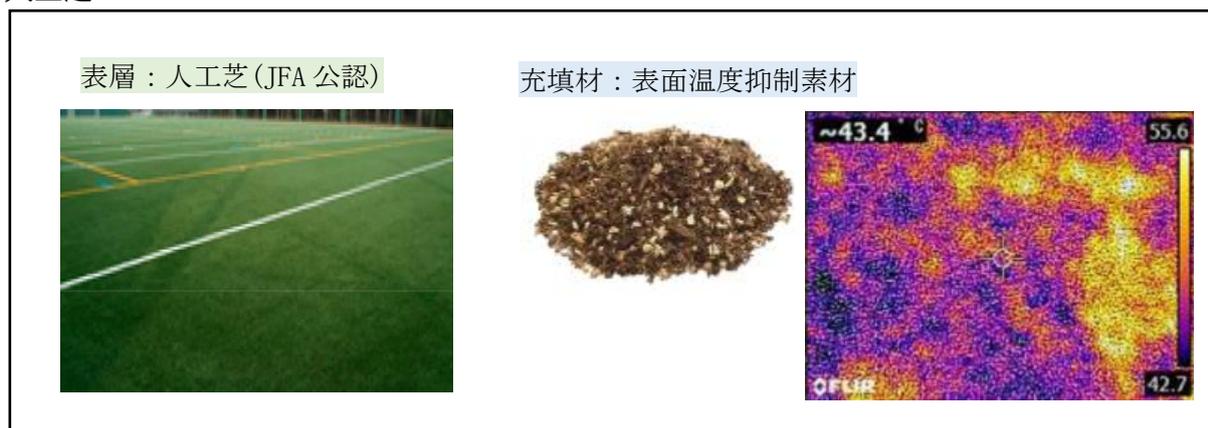
少年用サッカーコート: 68m×50m 1面(多目的広場)

② コートの舗装

一般用サッカーコートは通年利用できるように人工芝で計画します。

少年用サッカーコートは多目的に使われることを考慮して天然芝舗装とし、利用期間を長くするためウィンターオーバーシーディングを行います。

人工芝



天然芝



③ 車道、歩道

車道は乗用車やバスを利用した来訪が想定されるため耐久性を重視した密粒度アスファルト舗装とします。駐車スペースを最大限確保するため歩道は主に敷地東側の調整池周辺に整備する計画になりますが、トレーニングやウォーミングアップのためジョギング、ウォーキングができるよう周回コースとし、景観性や視認性を重視したカラー舗装とします。

④ 駐車場・駐輪場

i) 駐車場

単位面積あたりの地区公園利用者数:260人/ha (R3都市公園利用実態調査)から、
約3.5ha × 260人 = 910人

小山市の交通手段分担率(66.3%)、乗用車の平均乗車人員(3人)から
910人 × 66.3% ÷ 3人 = 201台 を必要駐車台数として見込みます。

また、これとは別に、 $201 \times 1/100 + 2 = 4.01 \Rightarrow 5$ 台分(端数切り上げ)の思いやり駐車スペースを設けます。(道路の移動等円滑化に関するガイドライン)

ii) 駐輪場

駐車場同様に駐輪場について算定を行うと

(最大在園者数) × (自転車利用率) ÷ (必要駐輪台数)

910人 × 16.4% ÷ 1人 = 149台(一人乗り)となります。

ただし、計画地の立地条件やサッカー協会ヒアリングからも自転車を利用した来場者は少ないことが予想されますので、台数はこれより少なくする可能性があります。



⑤ 付帯施設

i) 観覧席

熱中症対策、雨天時の利便性のため、膜屋根付きの観覧席兼休憩席を設置します。



ii) ベンチ

多目的広場や散策に訪れた利用者のための休憩施設として、園路沿いにベンチを配置します。



iii)防球ネット

民家が並ぶ一角や車道と接する敷地のため、ボール等の飛来物がコートの外に出ることがないように、防球ネットを設置します。飛球のシミュレーション、周辺施設事例より、防球ネットの高さは10m程度とします。

⑥ 給水施設

人工芝、天然芝舗装共に適切な管理のために散水設備を整備します。給水は敷地西側一般道に敷設された本管から引き込むものとします。

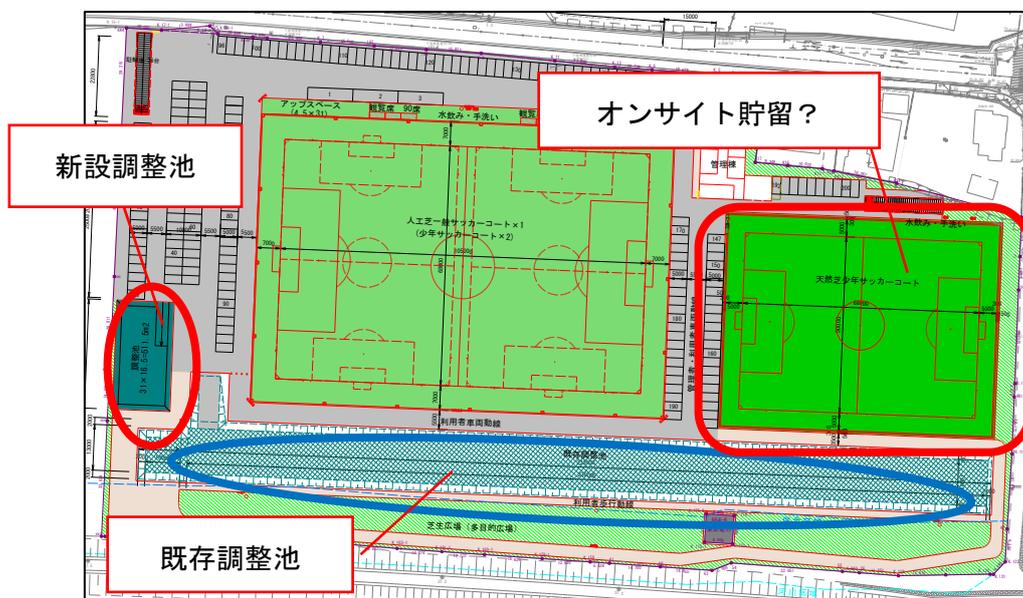
⑦ 雨水排水施設

計画地はハザードマップにおける浸水深0.5m未満で家屋倒壊等氾濫想定区域となるため、調整池を設け、雨水排水の流出を抑制します。計画地には既存の調整池があり、これと連携して流出抑制を図ります。

調整池のみで容量計算結果を満たせない場合は、少年用サッカーコート周囲の計画高から掘り下げたオンサイト貯留も検討します。

※オンサイト貯留(現地貯留)

雨水の移動を最小限におさえ、雨が降った場所(現地)で貯留し、雨水の流出を抑制するもの



⑧ 汚水排水施設

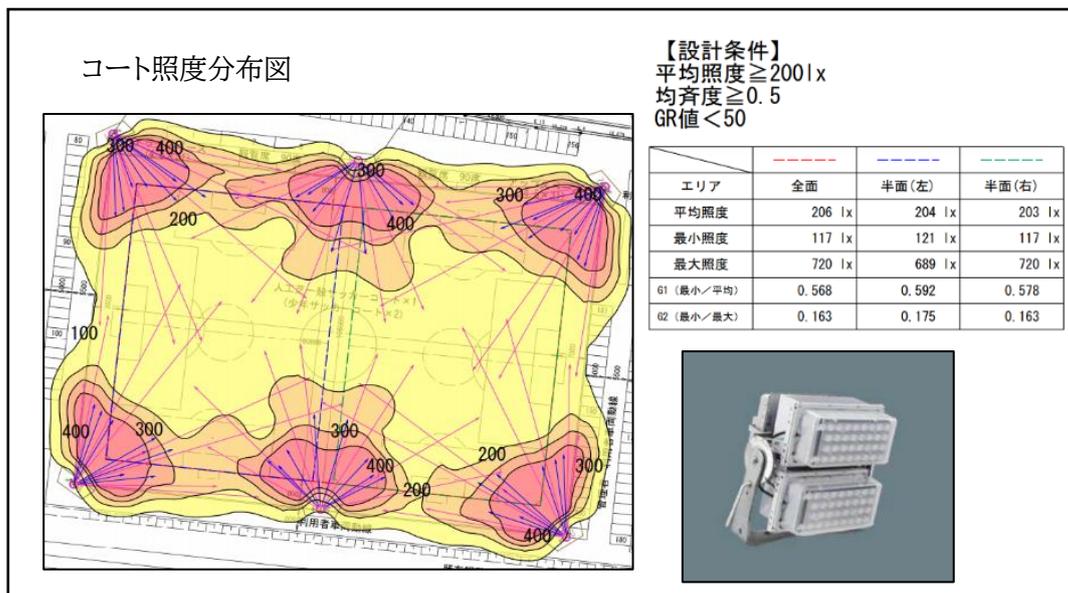
計画地は公共下水道が整備されておらず、下水の処理にあたり浄化槽を必要とします。前記のとおり利用者数は 910 人/日と想定されますが、サッカーという競技の特性上、試合の前後や休憩時間に利用が集中する恐れがあります。

市サッカー協会へのヒアリングなどを踏まえ、1 チーム関係者含め 20 人程度とし、120 人程度が一度に滞在するとして、そのうち 1 割に対応できる 12 穴に加え多機能 1 穴を設け、管理棟に(男子:小 5、大 2、女子:5、多機能:1)程度のトイレを整備する計画とします。

⑨ 照明設備

費用面や近隣民家への影響を考慮し、一般用コートを夜間利用可能とします。照明設備はスポーツ照明の設置基準に準じ、運動競技区分をⅡ相当として平均照度 200lx を満たすものとします。

駐車場照明は一般用コートに近接する駐車マスのみを照らすこととし、警察庁「安全・安心まちづくり推進要綱」照度基準における A クラスに従い、平均照度 5lx 以上とします。



⑩サインその他の付帯施設

園名板や案内板、施設配置図など利用者を誘導し利便性を高めるサインや街路灯、時計、屋根付きの休憩スペースなどを適宜設置する計画とします。

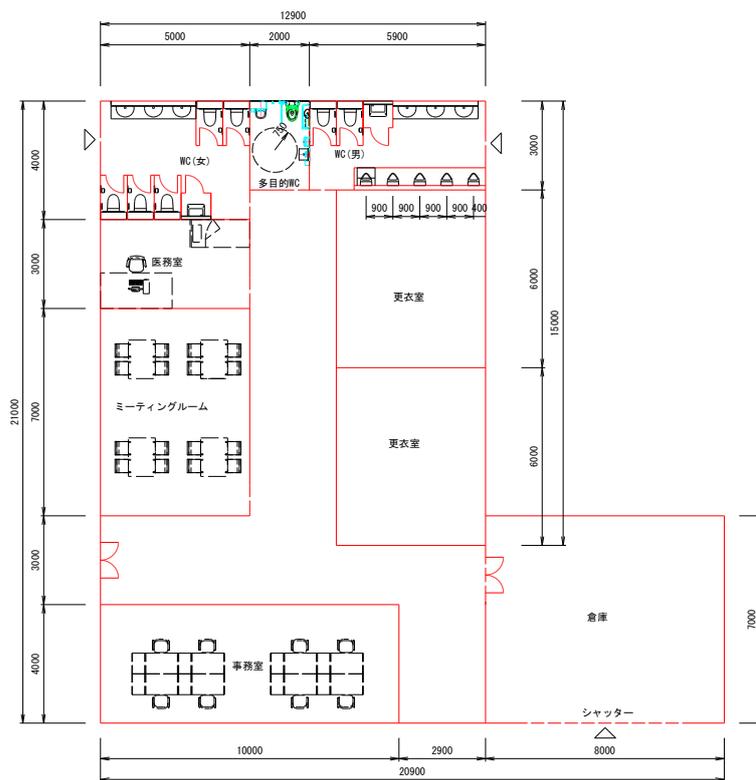
(4) 建築施設

主に選手が利用するほか、管理者が常駐する施設として管理棟を配置します。

バリアフリーの観点から1階建てとし、利用に支障がないようにします。

施設として、事務室、ミーティングルーム、医務室、更衣室、トイレのほか、器具などの保管が可能な倉庫を計画します。

管理棟



小山市サッカー場整備基本計画

小山市大字渋井地内

整備イメージ図 

小型車：201台
 大型車：3台
 思いやり駐車場：5台
 駐輪場：150台

	アスファルト舗装
	人工芝
	天然芝(コート)
	歩道(カラーAs舗装)
	植栽帯
	新設調整池
	既存調整池
	管理棟



作成年月日	令和5年6月
縮尺	1:500(A1)/1:1000(A3)

6. 工事費及び資金計画

前項の要件に従い本計画の概算工事費を算出すると、全体工事費は1,190,961,000円(税込)となります。

概算工事費算定表（文化の森予定跡地）			
費目・工種	単位	実施前設計	
		数量	金額
本工事費(基盤整備)			7,673,750
敷地造成工	式	1	7,673,750
本工事費(施設)			639,046,302
給水設備工	式	1	34,091,080
雨水排水設備工	式	1	56,136,424
汚水排水設備工	式	1	2,275,200
電気設備工	式	1	128,736,816
園路広場整備工	式	1	69,728,646
サービス施設整備工	式	1	6,285,611
管理施設整備工	式	1	33,884,212
建築施設組立設置工	式	1	4,514,938
グラウンドコート整備工	式	1	303,393,375
経費	式	1	323,322,000
工事価格(端数処理)	全体		970,040,000
本工事費(建築工事)			
施設整備	式	1	86,655,000
経費	式	1	25,996,500
工事価格(端数処理)	全体		112,651,500
総合計			1,082,691,500
総合計税込(10%)			1,190,961,000

本事業に利用可能な交付金として、「社会資本整備総合交付金」又は「地方創生拠点整備交付金」の活用を想定しています。補助率は1/2となり、交付金を受けた場合の市の負担は、約6億円となる見込みです。

この他活用できる制度として、日本サッカー協会の「サッカー施設整備助成事業」がありますが、期間が令和4年度末までとなっており、以降のことについては確認が必要です。

また、独立行政法人日本スポーツ振興センターが展開している公共スポーツ施設整備の主な助成制度として、「地域スポーツ施設整備助成」が挙げられますが、スポーツ施設の整備を対象とする国の補助金又は交付金を活用しようとする事業は対象外となります。

資金計画については、整備手法及び管理運営手法とも関連が深いことから、この後に予定している民間活力導入可能性調査の結果を踏まえ、ランニングコストの面も含めて費用対効果や市の負担の縮減を念頭に引き続き検討を継続するものとします。

7. スケジュール

計画地において整備を進めていくにあたり必要となる各種関係機関との協議や所要の手続きに要する期間を見込み、以下のスケジュールを想定しています。

年 度	内 容
令和5年度	<ul style="list-style-type: none">・ 民間活力導入可能性調査・ サッカー関係団体等への説明・ヒアリング（以降継続）・ 関係機関との協議・所要の手続き（以降継続）
令和6年度	<ul style="list-style-type: none">・ 管理運営手法の検討及び決定・ 運営事業者との調整（管理運営手法による）
令和7年度	<ul style="list-style-type: none">・ 基本設計・実施設計
令和8～9年度	<ul style="list-style-type: none">・ 整備工事・ 開業準備
令和10年度	<ul style="list-style-type: none">・ オープン